

子どもを
「犯罪」から守る。

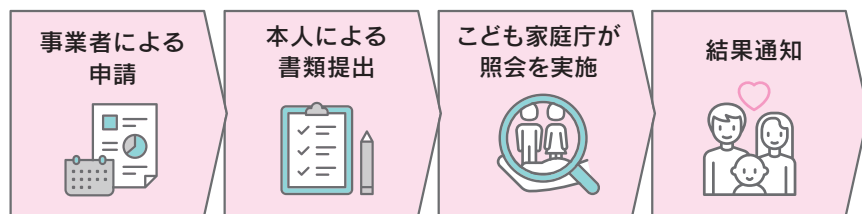
子どもに関わる事業者が
備えるべき新たなチェック体制

日本版 DBS制度 とは？

2026年度に施行予定の「日本版DBS制度」は、子どもと接する職員の性犯罪歴の有無を事前に確認できる制度です。性被害から子どもを守るため、教育・保育・習い事などの事業者にとって、今後の採用・配置に大きく関わる仕組みとなります。

制度の対象事業者		
区分	主な対象事業者	対応内容
義務対象	認可保育所、幼稚園、小中学校、児童養護施設など	確認の実施が義務
認定対象	学習塾、スポーツ教室、音楽・ダンススクール、認可外保育施設など	自主的に申請・認定を受けた場合、確認が可能
対象外	個人契約の家庭教師、医療機関など	現時点では対象外（今後変更の可能性あり）

● 手続きの流れ（性犯罪歴の確認）

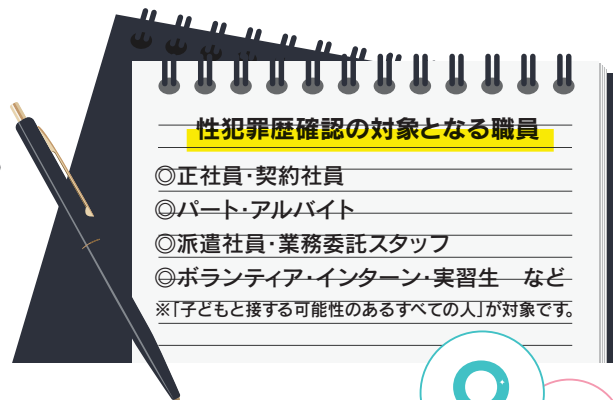


職員や採用予定者について、こども家庭庁に照会を申請します。

対象者本人が戸籍情報などを提出し、照会への同意を行います。

法務省のデータベースと照合し、性犯罪歴の有無を確認します。

犯罪歴がなければ、事業者に証明書が交付されます。該当がある場合は、本人へ通知。訂正請求や辞退の機会が設けられます。



企業として準備しておくべきこと

- ✓ 採用時の手続きフローの整備
- ✓ 対象職員への制度説明と同意取得の準備
- ✓ 結果の記録・管理体制の構築
- ✓ ハラスメントや性加害防止に関する研修の導入

Q1. 現在勤務している職員にも確認が必要ですか？

A. 現時点では「新規採用時」が中心。

制度施行後の指針により変動する可能性があります。

Q2. 性犯罪歴があることがわかった場合、社内ですべて共有すべきですか？

A. 性犯罪歴は「要配慮個人情報」に該当するため、厳格な情報管理が求められます。

Q3. 制度の導入はいつから始まりますか？

A. 2026年度中の施行を予定しており、詳細な制度設計はこども家庭庁が順次公表します。

よくある質問

Q

A



労務コンサルティング / 会計コンサルティング / EAP制度（メンタルヘルス支援） /
運営コンサルティング / 経営補助支援
しえんグループ 運営会社 **WKA COMPANY**

【東京事務所】〒102-0081 東京都千代田区四番町2-1
【大阪事務所】〒590-0053 大阪府堺市堺区文珠橋通3-2

TEL 03-6820-2171
E-mail info@wkacompany.com

経営課題と改善が見える化！
今すぐ経営力診断をSTART!!



<https://manage-support.net/>